

県産材の利用促進に関する基本計画の概要 (計画期間：平成29年度～平成33年度)

県産材を取り巻く状況

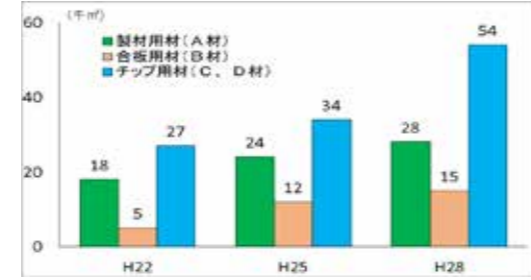
1 素材生産量

県内のスギを主体とした人工林は、40年生以上が全体の約8割を占めるなど本格的な利用期を迎え、素材生産量は増加。



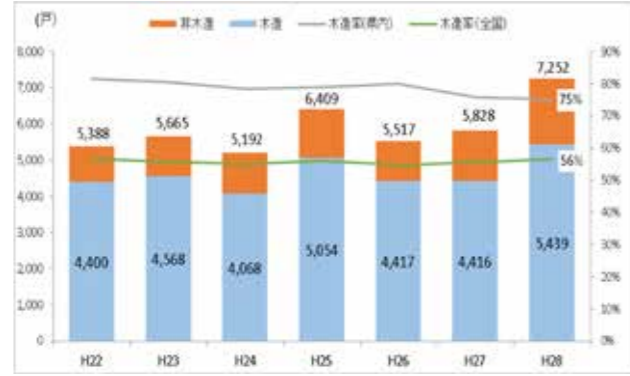
2 用途別利用量

構造用合板の外材から国産材への原料転換により、合板の利用量が大きく増加。また、平成27年5月に射水市内で木質バイオマス発電所が稼働したことから、チップの利用量も増加。



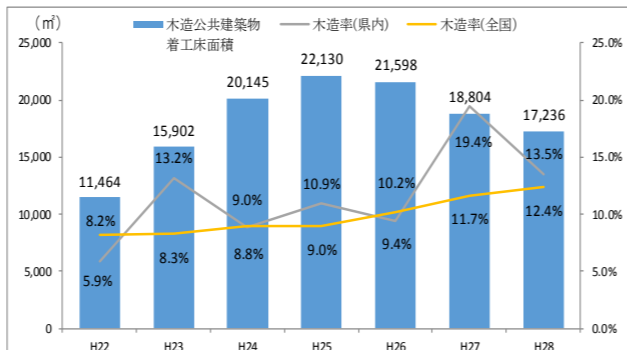
3 新設住宅着工戸数と木造率

木材需要の多くを占める住宅の着工戸数は、近年持ち直しの傾向。また、県内の木造率は約80%で、全国平均より20ポイントほど高い。



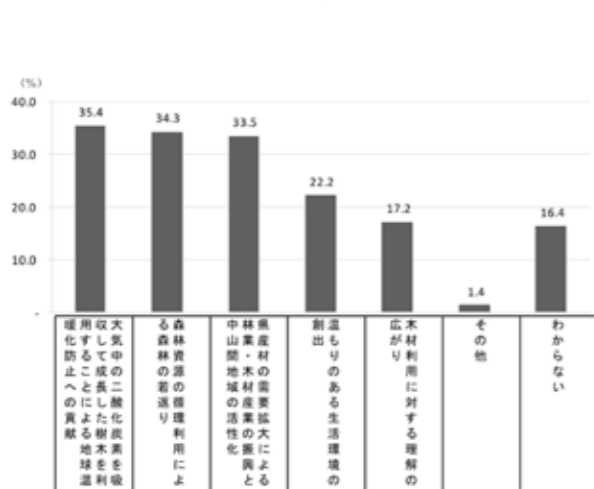
4 木造公共建築物の着工床面積と木造率

平成22年10月の「公共建築物等木材利用促進法」の施行以降、市町村等が整備する公共建築物の木造化が進展。また、木造率は年度によって増減があるものの、全体的には上昇傾向。

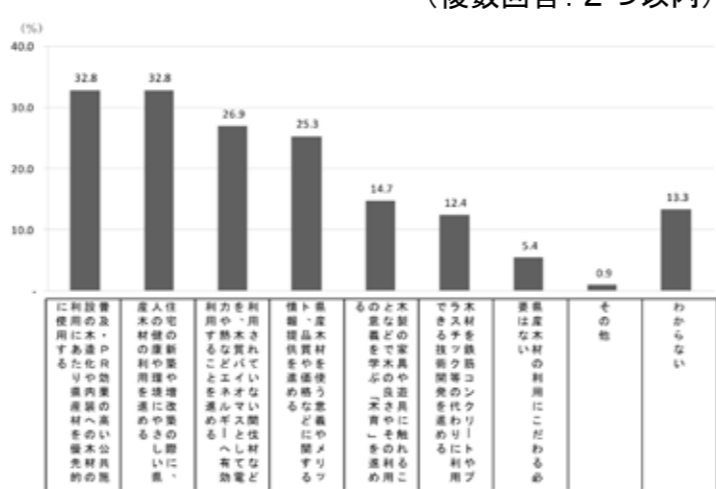


県政世論調査の結果

(問1) 県産材の利用により期待する効果について (複数回答：2つ以内)



(問2) 県産材の利用の進め方について (複数回答：2つ以内)



基本計画のポイント

○ 基本的方向

- 公共建築物の木造化や内装等の木質化、民間施設及び住宅への県産材の利用を促進し、**需要の拡大**を図るとともに、広報活動や木育の推進などにより、県民や事業者の理解の増進を図る。
- 低コストで効率的な県産材の生産に必要な林業基盤整備や人材の育成・確保、需要に応じた製材品を適時適切に供給できる仕組みづくりなど、川上から川下に至る関係者の連携・協力による**安定供給体制の整備**を図る。

○ 具体的施策 (主なもの)

新規 → 拡充 → 継続

取組事項	H29	H30	H31	H32	H33
	1 建築分野における利用促進 【住宅分野】 ・県産材を使った住宅の建設促進 ・県産材アドバイザーによる住宅需要者や工務店などへの普及活動の強化 【非住宅分野】 ・県産材を使った公共建築物の木造化や内装等の木質化の促進 県立大学の学生会館を木造で新築 (H32 春供用開始予定) ・市町村への県産材利用に関する情報提供や木材研究所による技術支援 ・ C L T や木質耐火部材など新たな製品の普及による県産材需要の創出 ・ 県産材活用マニュアルを作成し、店舗や倉庫など民間の建築物での利用の促進				
2 その他の分野における利用促進 ・県や市町村の土木部局等での県産材の利用促進 ・ペレットなど木質バイオマスの利用促進 ・公共施設等への県産材を使った備品の導入促進					
3 設計者等の育成・確保 ・県産材を活用し、中大規模の木造建築物を設計できる人材の育成 ・建築を学ぶ高校生などへの木造建築の魅力を伝える取組みの強化					
4 研究開発の推進 ・県産スギ大径材を構造材として利用するための技術開発					
5 理解の増進と木育の推進 ・ 毎年10月を「とやまの木づくり推進月間」とし、普及活動を展開 (イベントの拡充、経済団体等への要請、普及啓発用リーフレットの作成など) ・「森の寺子屋」などフォレストリーダーによる木育の推進 ・児童館など多くの子供が集まる施設への県産材玩具の導入促進 ・ 顕著な功績があったものや優良な事例を顕彰					
1 林業生産性の向上 ・効率的な森林資源情報の把握や森林境界の明確化の促進 ・路網整備や高性能林業機械の導入促進 ・ 主伐可能森林の集約化と伐採と再生林の一貫作業の取組みの推進 ・優良無花粉スギ「立山 森の輝き」による再生林の推進					
2 林業担い手の育成・確保 ・年間を通じて安定的に林業経営を実践できる人材の育成 ・林業の魅力向上による新規就業者の確保					
3 品質・性能の確保と流通の円滑化 ・山土場や中間土場の整備による需要に応じた素材の仕分け・ストックの強化 ・木材加工施設の整備や乾燥技術の向上による品質・性能の確かな製材品の供給 ・ 県産材の需給情報の共有化による需給マッチングの円滑化					

○ 県産材の利用目標量

単位：千㎡

用途	H28年(現況)	H33年(目標)	増加量(率)
製材用材(A材)	28	36	8 (129%)
合板用材(B材)	15	23	8 (153%)
チップ用材(C・D材)	54	71	17 (131%)
計(素材供給量)	97	130	33 (134%)

○ 推進体制

- 「県産材利用促進会議」における課題の共有と関係者の連携強化
- 施策の実施状況の公表と評価・改善